

平成27年5月26日（火）
 津島市教育委員会学校教育課（鈴木、木谷）
 電話番号0567-24-1111（内線2260）

＜議案名＞議案46号 津島市市立津島幼稚園保育料等の徴収等に関する 条例の制定について

1 改正内容

子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付（市立幼稚園に係るものに限る。）について、支給認定保護者等が負担すべき費用の徴収等に関し必要な事項を定めるため、津島市市立津島幼稚園保育料条例（昭和19年10月1日条例第35号）の全部を改正する。

2 改正理由

子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付（市立幼稚園に係るものに限る。）について、支給認定保護者等が負担すべき費用の徴収等に関し必要な事項を定める必要があるため。

3 参考事項

施行期日（改正後の条例は平成27年4月1日から適用）

＜条例施行規則（案）＞

階層区分		利用者負担額（保育料）月額		現行の実質負担額（H26基準）
		国基準	本市	本市
1	生活保護世帯	0円	0円	916円
2	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	3,000円	3,000円	5,833円
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	6,400円	6,416円

4	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	20,500 円	7,000 円	7,083 円
5	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円	7,500 円	7,500 円

上記のほか、送迎用自動車を利用する者については、月額 1,500 円の保育料等を徴収する。

- ※1 小学校 3 年以下の範囲において、最年長の子どもから順に 2 人目は上記の半額、3 人目以降については 0 円とする。
- ※2 ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについては、第 2 階層は 0 円、第 3 階層は上記額より 1,000 円減とする。